

避難解除等区域への新規企業立地の支援について

平成25年6月 福島県

《1 目的》

- 改正福島特措法により、**新規企業**（個人事業者又は法人）の立地を促進する。
- このことにより、安定した雇用機会の確保や新産業の創出、新たな地域イメージの創造につなげ、避難解除等区域の復興・再生を図る。

《2 支援のポイント》

- (1) 県が策定する「企業立地促進計画」(※1)に基づき、**新規企業**が設備投資等を行った場合、『**優遇税制**』が適用。
- (2) 企業立地補助金や6次化ファンド等の支援制度とあわせて、有利な企業立地環境が実現。 ⇒ 企業立地補助金の1次・2次申請：20社(参考)
- (3) 既存企業の事業再開支援のための優遇税制(※2)は措置済。 ⇒ 800事業所に適用(平成25年5月9日)

(※1) 改正福島特措法により、国の「避難解除等区域復興再生計画」に即して策定。

(※2) 福島特措法に基づき、県知事が既存企業の所在確認を行うことにより、課税の特例措置が適用。(対象区域は新規企業と同じ)

《3 企業立地促進計画》

I 計画の目標

(目指す姿)
豊かで安心して暮らせる誇りある地域の再生

【復興・再生のため戦略的に推進する業種】

安定的
雇用基盤

製造業
情報通信業
運輸業

先導的新産業
地域資源

新IT+⁺関連
(電気業等)
製造業・情報通信業
農林水産業
観光関連(宿泊業等)

生活関連
サービス
インフラ等復旧

卸売業・小売業
飲食業・宿泊業
金融業・生活サービス
医療
建設業(除染関連)等

II 計画の期間

10年間

III 企業立地促進区域

概念図



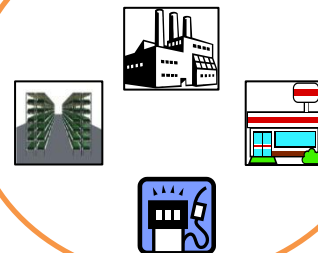
○ 企業立地促進のための措置(H25年度事業)

【立地支援】
・企業立地補助金 ・6次化ファンド など

【経営支援】
・中小企業制度資金 ・被災者雇用開発助成金 など

立地
促進

新規企業



《県知事認定》

税制
措置

【参考】(認定企業への優遇税制の内容)

- (1)国税 ※ ①・②は選択適用
- ①機械等取得(設備投資)した場合
 - ・機械装置:特別償却(100%)又は税額控除(15%)
 - ・建物、構築物:特別償却(25%)又は税額控除(8%)
 - ②避難対象雇用者等を雇用した場合
税額控除(給与等支給額の20%)
- (2)地方税
- ・事業税及び不動産取得税(県税)、
固定資産税(市町村税)の課税免除

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

企業立地促進計画 （案）

福島県

1. 意義

- 「企業立地促進計画」（以下「本計画」という。）は、福島復興再生特別措置法第 18 条第 1 項（以下「法」という。）の規定に基づき、「避難解除等区域復興再生計画」（平成 25 年 3 月 19 日内閣総理大臣決定）に即して、福島県知事が定める計画である。
- 本計画では、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人（以下「企業」という。）の立地を促進することにより、避難解除等区域における安定した雇用機会の確保や新産業の創出、ひいては新たな地域イメージの創造や地域経済の活性化につなげ、避難解除等区域の迅速な復興・再生を図ることを目指す。
- 本計画に定める避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業が、その実施計画を作成し、福島県知事の認定を受けた後、認定された実施計画に従って、機械等を取得又は避難対象雇用者等を雇用した場合、国税及び地方税の課税の特例等の適用がある。
- 県は、本計画に基づき、避難解除等区域への企業の立地を促進するための施策を総合的に講じ、関係する市町村と連携し、全力で避難解除等区域の復興・再生に取り組むものである。

2. 企業立地促進計画の目標及び期間

(1) 目標

(取り戻すべき4つの「ふるさと」の姿)

- 原子力災害を克服し、避難解除等区域の迅速な復興・再生を実現するため、本計画では、以下の4つの「ふるさと」を取り戻し、「将来的に豊かで安心して暮らせる誇りある地域の再生を図ること」を目指すべき目標として掲げ、効果的に計画を推進する。

- ① **避難解除区域の住民等が安定して働くことができる「ふるさと」**
 - まずは帰還する住民等が安定して働く場を確保することが大前提となる。
 - 製造業やコールセンター等の情報通信業等、相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の安定した雇用の創出につなげ、避難解除区域の住民等が働くことができる「ふるさと」を取り戻す。

- ② **地域の創富力¹が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことができる「ふるさと」**
 - 原子力関連産業に代わる新産業の創出等により、地域の経済的な自立性を高めていくことが必要となる。
 - 再生可能エネルギーの導入促進や医療機器等の製造等の先導的な施策に係る事業、豊富な農林水産物を中心とした地域資源を活用した事業等、避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の創富力が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことのできる「ふるさと」を取り戻す。

- ③ **地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」**
 - 地域に安心して暮らすため不可欠な生活関連基盤が集積し、住民が集うことができる良好な生活空間を形成していくことが必要となる。
 - 地域コミュニティの核として期待される小売業や、住民生活の利便性を提供する生活関連サービス業等、避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」を取り戻す。

¹富を生み出す力のこと。

④ 安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」

- 長期避難により荒廃したインフラ等の復旧を速やかに進めるとともに、単なる復旧にはとどまらない安全で新たな生活環境を創造していくことも必要となる。
- 建設業や放射性物質除去のための措置（除染）など、原子力災害により被災を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業を実施する企業の立地を促進することにより、安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」を一刻も早く取り戻す。

（避難解除等区域復興再生推進事業）

- 法第 18 条第 1 項の雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業であって、法施行規則第 3 条各号に掲げる「避難解除等区域復興再生推進事業」は、それぞれ次の業種（日本標準産業分類〈平成 19 年 11 月改定〉【大分類】）に属する事業とする。

【相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業（法施行規則第 3 条第 1 号）】

（業種）

- E 製造業
- G 情報通信業
- H 運輸業，郵便業

【先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業（法施行規則第 3 条第 2 号）】

（業種）

- A 農業，林業
- B 漁業
- C 鉱業，採石業，砂利採取業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- I 卸売業，小売業
- L 学術研究，専門・技術サービス業
- M 宿泊業，飲食サービス業

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業（法施行規則第3条第3号）】

（業種）

- H 運輸業，郵便業
- I 卸売業，小売業
- J 金融業，保険業
- K 不動産業，物品賃貸業
- L 専門・技術サービス業（学術研究を除く）
- M 飲食サービス業（宿泊業を除く）
- N 生活関連サービス業（娯楽業を除く）
- O 教育，学習支援業
- P 医療，福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業（法施行規則第3条第4号）】

（業種）

- A 林業（農業を除く）
- D 建設業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- I 卸売業，小売業（605燃料小売業に限る）
- L 専門・技術サービス業（学術研究を除く）
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

(2) 期間

- 「避難解除等区域復興再生計画」においては、その計画の期間は、原則として10年間としている。
- 本計画においても、計画の期間は、原則10年間とする。

3. 避難解除区域等²内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域

(1) 区域

- 原子力発電所事故に伴い法第4条第4号に規定する避難指示が出された12市町村³の対象区域のうち、避難指示がすべて解除された区域（「避難解除区域」）、避難指示解除準備区域、居住制限区域を、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域（以下「企業立地促進区域」という。）とする。

【企業立地促進区域】（平成25年5月28日時点）

- ① 田村市：
船引町：一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）
常葉町：一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）
都路町：全域
- ② 南相馬市：
原町区：一部（帰還困難区域を除く。）
小高区：一部（帰還困難区域を除く。）
鹿島区：一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）
- ③ 広野町：全域
- ④ 楡葉町：全域
- ⑤ 富岡町：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑥ 川内村：全域
- ⑦ 大熊町：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑧ 双葉町：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑨ 浪江町：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑩ 葛尾村：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑪ 飯舘村：一部（帰還困難区域を除く。）

※全国地方公共団体コード（総務省）順

² 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。

³ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村をいう。

(2) 区域区分別の企業の立地促進の基本的な考え方

- 企業立地促進区域内であっても、すべての避難指示が解除された「避難解除区域」と、住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示が出されている「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」とでは、その状況は大きく異なるものがある。
- そこで、区域区分別に、避難解除等区域の復興・再生にあたっての区域の位置づけや、早期に立地を促進する必要のある企業の基本的な考え方等について、以下に記載する。

避難解除区域

- 「避難解除区域」は、今後の長期にわたる復旧・復興の最前線拠点となっていく地域であり、法施行規則第3条各号に掲げるすべての業種に属する事業を実施する企業の立地を促進して、避難解除等区域全体の復興・再生を目指していく。

避難指示解除準備区域

- 「避難指示解除準備区域」は、住民の早期帰還を見据え、除染、インフラ復旧を進め、安心できる生活環境の回復を図っていかねばならない地域である。法施行規則第3条第3号及び第4号に掲げる業種に属する事業を実施する企業の立地を優先的に促進するとともに、その後の地域の復興・再生の状況に応じて、法施行規則第3条第1号及び第2号に掲げる業種に属する事業を実施する企業の立地も図っていくことにより、「避難指示解除準備区域」の復旧・復興を目指していく。

居住制限区域

- 「居住制限区域」は、住民の被ばく線量を低減する観点から、継続して避難を求められる地域である。労働者の安全確保が重要であることから、企業立地促進区域内であっても、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を可能とするのは、企業の事業所付近の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定する。また、関係する市町村の意向も踏まえつつ、当面は、法施行規則第3条第4号に掲げる業種のうち、将来的な住民帰還に特に必要な除染等の復旧事業や当該事業活動を支援する燃料小売に関する事業を実施する企業に限ってその立地を認め、「居住制限区域」の早期の復旧を目指していく。

(3) 立地にあたって企業が留意すべき事項

- 企業立地促進区域への立地にあたって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業は、あらかじめ、以下の事項について、県及び関係市町村と十分に協議の上、留意しなければならない。

① 各種土地利用計画との整合性の確保

- 県国土利用計画（第5次）（平成25年3月25日改定）では、企業立地促進区域を含む特に被害の大きかった地域の復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進することとしている。
- 県及び市町村の各種土地利用の計画や方針との整合性を確保し、復興まちづくりの意向に最大限協力する必要がある。

② インフラ復旧・除染実施状況の把握

インフラ復旧

- 企業立地促進区域は、地震や津波で甚大な被害を受けた地域も含まれている。
- これら地域は、国の「公共インフラ復旧の工程表」に基づき産業や生活基盤の復旧が進められていくことから、企業の立地が公共インフラ復旧の「事業実施計画」の妨げとなることのないよう、その進捗状況を正確に把握する必要がある。

除 染

- 企業立地促進区域は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射性物質除去のための措置（除染）が講じられている区域も含まれている。
- 避難解除区域の住民等の安全への配慮のため、国または市町村の実施する「除染実施計画」とその進捗状況を正確に把握する必要がある。

③ 事業実施に関する留意事項の遵守

- 区域のうち、避難指示区域である「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」における生活及び事業活動には制限がある。
- 特に、「居住制限区域」での事業の実施の際には、新規立地企業についても、「居住制限区域における例外的な事業継続・再開の運用について」（平成24年6月18日付け原子力被災者支援チーム通知）を遵守して、労働者等の被ばく低減に努める必要がある。

4. 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容

○ 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため、予算措置が講じられている主な事業を以下に記載する。

(1) 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業（施行規則第3条第1号）

【平成25年度予算措置事業】

〈立地（創業）支援〉

- ・ Fukushima 産業復興企業立地支援事業
 [Fukushima 産業復興企業立地補助金・工業団地造成利子補給金]
- ・ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（国事業）

〈経営支援〉

- ・ 被災者雇用開発助成金（国事業）
- ・ 福島県中小企業制度資金
- ・ 経営支援プラザ等運営事業
- ・ 工業品等ビジネスマッチング・商品開発支援事業（国事業）

(2) 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業（施行規則第3条第2号）

【平成25年度予算措置事業】

〈立地（創業）支援〉

- ・ Fukushima 産業復興企業立地支援事業
 [Fukushima 産業復興企業立地補助金・工業団地造成利子補給金]
- ・ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（国事業）
- ・ 福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業（国事業）
- ・ 地域産業6次化復興ファンド出損金

〈経営支援〉

- ・ 再生可能エネルギー関連産業基盤強化事業
- ・ 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業（国事業）
- ・ 再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業（国事業）
- ・ 福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業（国事業）
- ・ 相双地域資源活性化事業
- ・ 被災者雇用開発助成金（国事業）
- ・ 福島県中小企業制度資金
- ・ 経営支援プラザ等運営事業
- ・ 放射線測定器の貸出

- ・ 商工業者のための放射線検査支援事業
- ・ 首都圏アンテナショップ事業
- ・ 食品、アパレル等の展示会出展支援事業
- ・ 地域と連携した企業農業参入支援事業
- ・ 農業法人等チャレンジ雇用支援事業
- ・ ふくしま森林再生事業
- ・ 森林整備事業
- ・ 一般造林事業
- ・ 森林整備地域活動支援交付金事業
- ・ 地域産業6次化復興推進事業
- ・ 園芸産地復興支援対策事業

(3) 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業（施行規則第3条第3号）

【平成25年度予算措置事業】

〈経営支援〉

- ・ ふくしま電源地域復興支援事業
- ・ 福島県中小企業制度資金
- ・ 経営支援プラザ等運営事業
- ・ 東日本大震災ソーシャルビジネス創出促進事業（国事業）
- ・ 被災者雇用開発助成金（国事業）
- ・ 看護師等求人開拓・マッチング事業
- ・ ふくしまの福祉を支える人材の育成事業

(4) 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業（施行規則第3条第4号）

【平成25年度予算措置事業】

〈経営支援〉

- ・ 被災者雇用開発助成金（国事業）
- ・ 福島県中小企業制度資金
- ・ 経営支援プラザ等運営事業
- ・ 除染業務講習会開催事業
- ・ 除染技術実証事業
- ・ 森林除染等実証事業
- ・ ふくしま森林再生加速化事業

5. その他企業立地促進計画の実施に関し必要な事項

(1) 関係する市町村及び企業との必要な情報の共有化

- 企業立地促進区域への企業の立地に必要な各種情報を、一覧しやすい形でわかりやすくとりまとめ、関係する市町村及び企業と共有化を図ることができるよう、速やかな情報提供に努める。

(2) 計画の進捗状況の点検と見直し

- 本計画は、計画期間を 10 年間としているが、避難解除等区域の状況の変化も十分想定できることから、毎年度当初に、目標の達成状況、施策（措置）の活用状況等の点検を行うとともに、その結果について公表に努める。
- また、本計画策定後に新たに避難指示区域の設定や見直しが行われた場合等、必要と認められる場合には、速やかに本計画の見直しを行う。

(3) 住民等への適切な情報発信

- 企業の立地を促進することによる避難解除等区域の復興・再生の状況について、ふるさとに帰還を希望する住民や全国の方々に対し、ホームページ等を活用して、わかりやすく適切に情報発信する。